

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

大臣(豊田市長) 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

(ふりがな)

代理人

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな)		
	事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな)		
事業所の名称			
	前回の届出における名称		
事業所の所在地	〒	都道	市区
	(ふりがな)	府県	町村
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな)		
	氏 名		
	電話番号		
電子メールアドレス			
※受理日	年 月 日	※整理番号	

備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
5 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
6 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
7 ※の欄には、記載しないこと。
8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。
(二次元コード記載欄)

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称						
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg mg-TEQ (ダイオキシン類の場合)				
排出量	イ 大気への排出					
	ロ 公共用水域への排出					排出先の河川、湖沼、海域等の名称 []
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)					
	ニ 当該事業所における埋立処分					埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動					移動先の下水道終末処理施設の名称 []
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)					
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他				
※整理番号						

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「P R T R届出の手引き」を参考とすること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)を記載すること。
 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「P R T R届出の手引き」を参考とすること。
 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1 kg 未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 7 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 8 ※の欄には、記載しないこと。
 9 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格X 0 5 1 0に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)